

佐賀県規則第31号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第18号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和4年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は令和5年1月1日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は令和5年4月1日とし、同条第3号に掲げる規定の施行期日は令和6年1月1日とする。